

## 水田活用交付金交付対象水田の見直しにかかる対応について (R5. 7)

水田農業の将来を考えるうえで、水田活用交付金など国の施策への対応は不可欠です。

農林水産省から水田活用交付金の交付対象要件の厳格化と交付対象水田の新たな要件としての5年間に一度の水稲作（一定期間の水張を含む）というルール（5年水張ルール）が示されておりましたが、令和4年11月の全国会議でルールが具体化され、同時に、水田の畑地化に対する支援策等が設けられました。

このような背景を踏まえ、将来に向け畑地化し高収益作物等を導入するのか、ブロックローテーションなどを実施し水田として維持するのかなど、地域（集落単位など）ごとに今後の方向性を検討することが求められています。

（別添資料参照）

## 交付対象水田の現行ルール

（要綱の抜粋）

### 1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

### 2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
  - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
  - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

〔昨年秋に決定した方針〕

- ・ 5年間に一度も水張り（水稻作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

（令和3年12月22日（参）農林水産委員会において金子大臣答弁）

## 5年水張りルール具体化

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、事例の検証を継続。

# 水稲作付以外による水張りの「一定期間」の考え方について（連作障害軽減の観点）

- 同一作物の作付頻度が増加すると、病害虫の多発による収量・品質の低下などの「連作障害」が発生。
- 田畑輪換によって畑地雑草及び畑作物の病害虫被害が大幅に軽減されることが知られているが、一定期間の湛水処理にも同様の効果が期待できる場合がある。
- 湛水処理に必要な期間は、対象とする作物、対象病害虫、土壌条件や処理を行う地温・水温、季節によっても異なるが、過去の試験研究成果によれば、1～4か月程度の湛水を行うことで効果があったという研究事例がある。

## ○ 湛水処理による畑地における試験研究成果の例（カッコ内は試験地）

### ・コムギ立枯病に関する研究①（茨城県）

立枯病防除のためには、夏期に40日から80日程度の連続湛水が必要であり、湛水が不完全であると圃場内の発病域が拡散される可能性が示唆された。

出典：「圃場の湛水によるコムギ立枯病防除効果」茨城県病害虫研究会報（1993）

### ・コムギ立枯病に関する研究②（北海道）

立枯病防除のためには、少なくとも20日以上、激発畑では30日程度の夏期の湛水により被害が軽減した。

出典：「小麦立枯病の発生生態解明と防除法確立試験」北海道北見農試病中予察科（1988）

### ・ダイズシストセンチュウに関する研究（秋田県）

5～9月の4ヶ月間の湛水により単年でもシストセンチュウの密度低下に有効な効果が認められた。

出典：「ダイズシストセンチュウ汚染土壌への湛水処理並びに堆肥施用が大豆品種の生育・収量に及ぼす影響」日作東北支部報（1983）、東北農業試験場、農業研究センター

6～7月の2ヶ月間の単年の湛水であってもシストセンチュウの密度低下が低下し、3か月程度の累年の湛水により防除に極めて有効な効果が認められた。

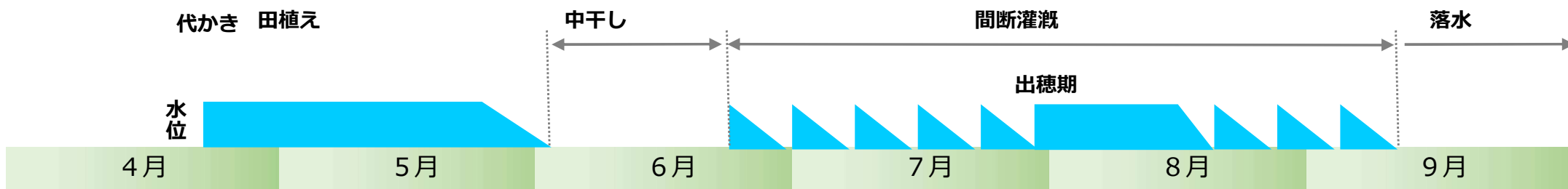
出典：「ダイズシストセンチュウの動態に対する累年湛水処理の影響」日作東北支部報（1987）、東北農業試験場、農業研究センター

### ・ダイズ白絹病に関する研究（広島県）

ダイズ播種前（6月下旬）に1ヶ月間湛水を行うことで、白絹病の発生を抑制できることが確認された。

出典：「短期湛水処理によるダイズ白絹病の発生制御法の開発」近畿中国四国農業研究センター（1998）

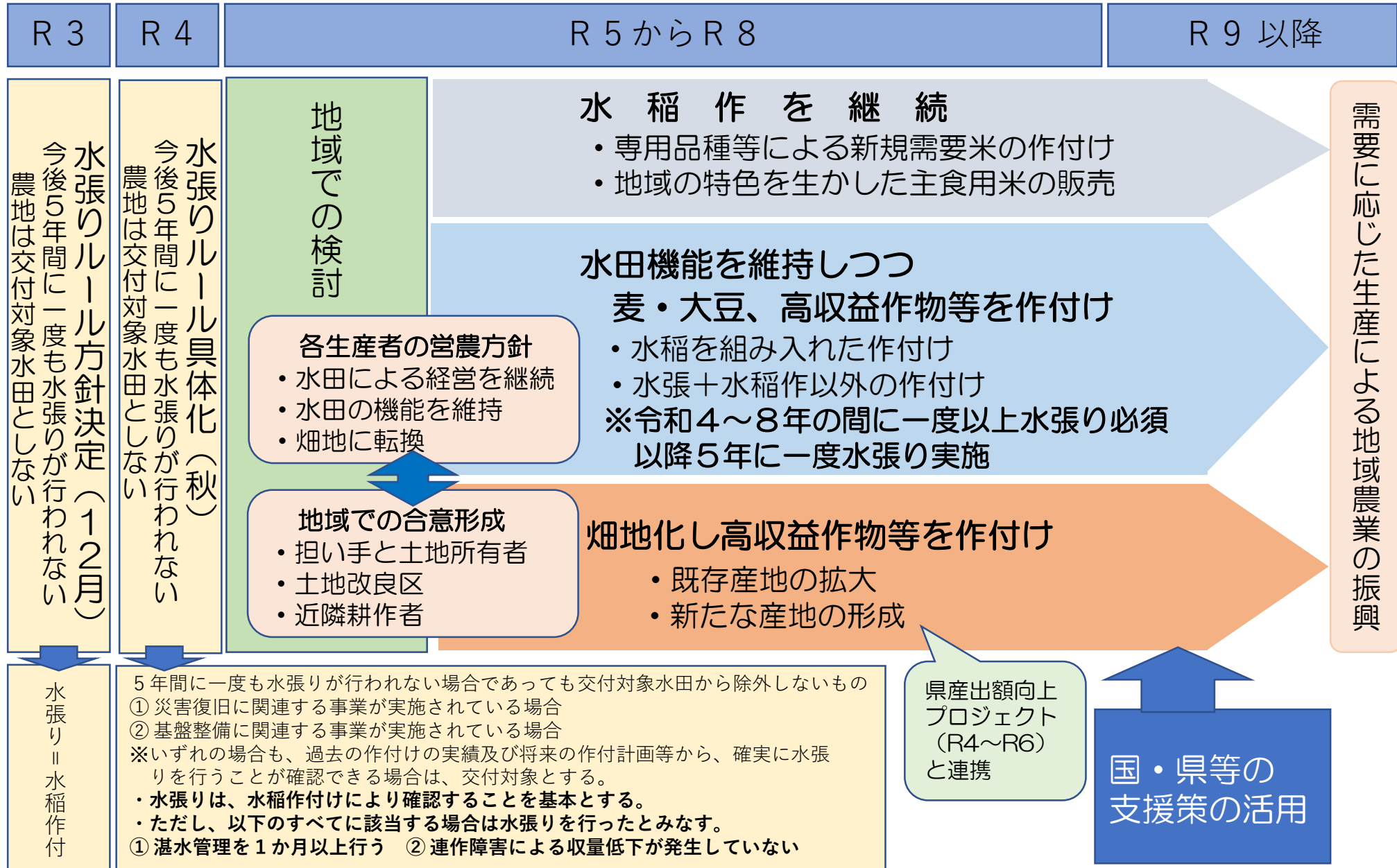
## ○ 移植栽培の湛水状況のイメージ



5月の田植えから9月上旬の落水まで約4か月間湛水

# 水張りルールへの対応について(R5.5.22版)

埼玉県農業再生協議会



需要に応じた生産による地域農業の振興

# 交付対象水田の見直し対応フロー事務担当者用

R5.7.7版

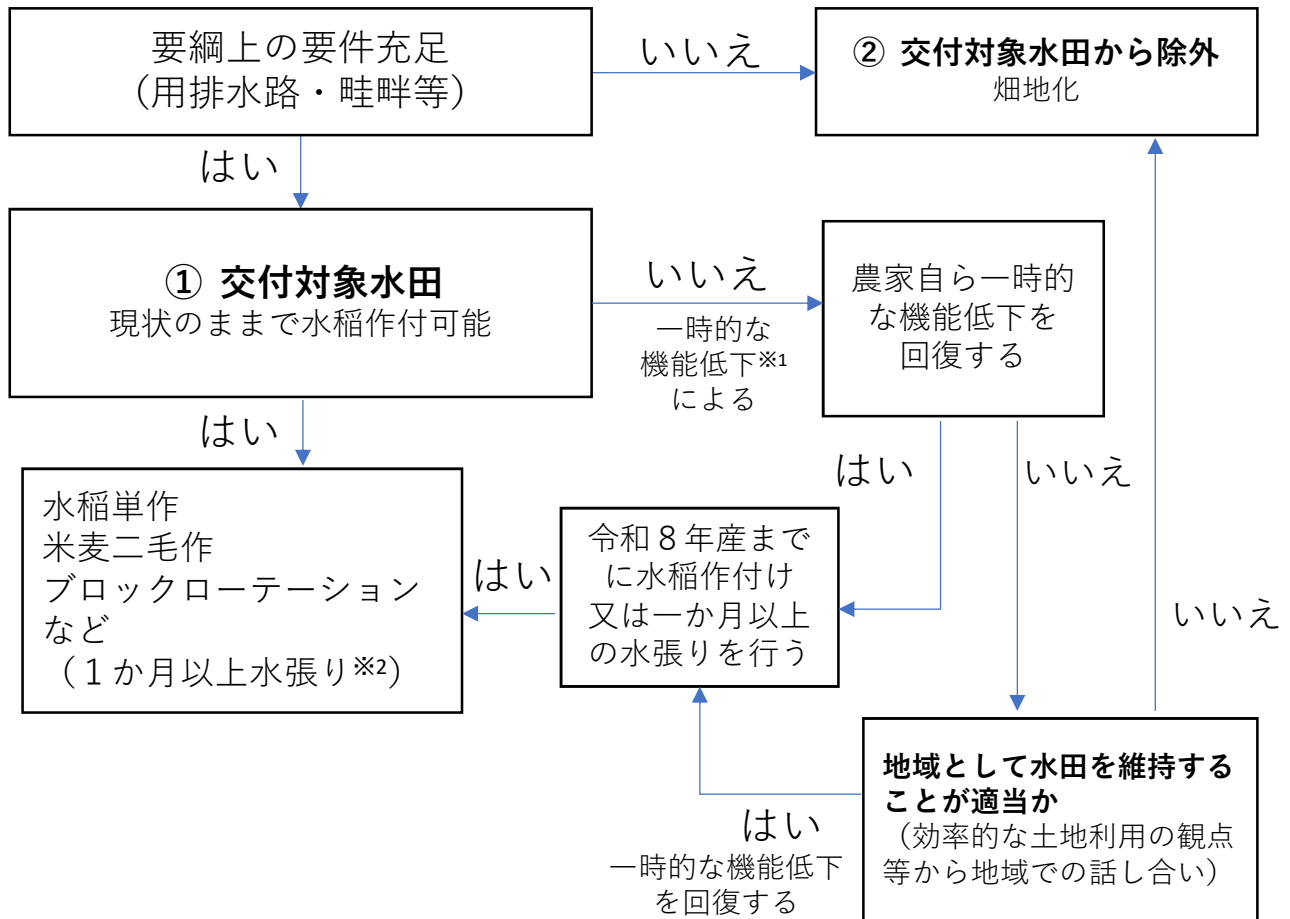
◎最新の情報に基づき修正する場合がありますのでご了承ください

## 1. 交付対象水田

- ・ 水稻を作付けする水田又は、一定期間水張りを行う水田（①②を満たすもの）
  - ①湛水管理を1か月以上行う
  - ②連作障害による収量低下が発生していない

## 2. 交付対象水田から除外（見直し要件）

- ・ 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる農地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない、また翌年度も作付けされない水田
- ・ 畑地化して水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次のいずれかに該当するもの
  - ①たん水設備（畦畔等）を有しない農地
  - ②用水供給設備（用水路等）を有しない農地
- ・ 5年間に一度も水張り（水稻作付）が行われない農地（令和3年12月22日農林水産委員会大臣答弁）



◎ 要件を満たす水田（交付対象水田）であっても、畑地化の検討を妨げない。その場合は、国の支援策等の活用を検討する。

◎ 令和4年産から水稻を作付けしなかった水田について精査する。

※1 「一時的な機能低下」とは、交付対象水田として要件を満たしたうえで、例示のような場合（例）麦を作付けるため、内畦畔を撤去している。

揚水ポンプが故障したが、今年は大豆を作付けているため修理していない。

※2 水張りの確認は、湛水期間中に1か月以上あけて2回実施する。また、連作障害による収量低下の有無の確認方法として、毎年度、水田台帳の整理時期に交付対象水田の要件確認を行う際に、当該ほ場において

①過去5年間の収量の推移や病害虫の発生状況等、

②過去5年間の収量と近隣のほ場における収量及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況との比較により、連作障害が発生していないか

を地域や作物等に応じて適切かつ十分に確認する。